

## 直接投入型ディスポーザーについて

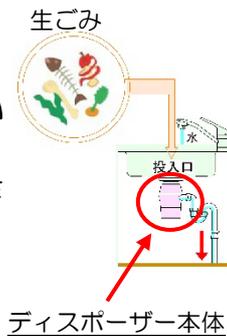
下水道に接続された専用住宅（※）は、『直接投入型ディスポーザー』（生ごみ処理機）の設置が可能です。

（※）専用住宅（一戸建、長屋建、共同建等）は、専ら居住を目的として建築された住宅で、店舗、事務所および作業所等のスペースがない住宅

### 直接投入型ディスポーザーってなに？

ディスポーザーとは、家庭用の生ごみ処理機のことです。キッチンの流し台にある排水口の下に設置し、細かく砕いた生ごみを水と一緒に排水管に流し込む装置です。キッチン周りの環境改善と、生ごみの減量やゴミ出しの作業軽減につながります。

※装置本体の大きさや形状は、メーカーや機種により異なるため、設置できない場合があります。



特に固い骨や貝殻、強い繊維質のもの、ビニールなどの食品くず以外のものは、故障等の原因になりますので流さないようにしましょう。

### 設置までの手順はどうするの？

#### ① 設置工事店と機種を決める

- ・大村市排水設備指定工事店から依頼する店を決めます。
- ・市の基準に適合した機種を選んで、見積書を取ります。

※工事費用は自己負担です。また、別途、配管工事や電気工事の費用が必要となる場合があります。

※設置は、排水設備指定工事店のみ可能となります。また、市の基準に適合しない機種は設置できません。

#### ② 確認申請書を提出する

- ・排水設備指定工事店を通じて、排水設備確認申請書およびディスポーザー設置申請書を提出します。

#### ③ 設置工事を始める

- ・排水設備指定工事店において、設置工事を行います。

#### ④ 工事完了届を提出する

- ・設置工事完了後、5日以内に指定工事店から市へ工事完了届を提出します。

#### ⑤ 確認検査を受ける

- ・市が、設置した機種や設置状況について、確認検査を行います。

#### ⑥ ディスポーザーを使用する

- ・管が詰まったり、装置が故障するのを防ぐため、説明書をよく読んで、正しく、安全に使用してください。

大村市上下水道局 下水道工務課 排水設備グループ

0957-53-1682